

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立立山青少年自然の家利用細則

令和5年7月1日

所長 裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則(以下「利用規則」という。)に定めるものの他、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立立山青少年自然の家(以下「本所」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 本所を利用できる者は、次の各号の要件を全て満たす、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者の団体とする。

- 一 利用者が2名以上で構成されている
- 二 成人又は青年の引率責任者が定められている
- 三 あらかじめ具体的な研修計画を定めている

2 本所は、前項に規定する団体の使用に支障のない限り、前項の各号に該当する一般の団体が利用することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は個人で利用できるものとする。

- 一 利用相談、事前打合せ、事前体験、下見
- 二 調査研究等に関する利用
- 三 インターンシップ、社会教育実習等研修での利用
- 四 特別な理由により所長が利用を認めた場合

(利用の申込み及び受付期間)

第3条 本所を利用しようとする者は、所定の申込書をあらかじめ所長に提出するものとする。ただし、申込期間については、次の各号のとおりとする。

- 一 第2条第1項各号に該当する団体にあつては、利用を希望する期日が所属する年度の前年度4月1日から5月31日の間に希望期日は第1～3の候補日をもって先行募集する
- 二 第2条第1項各号に該当する団体で、前項に規定する期間に申込みが無かった団体及び一般の団体にあつては、利用を希望する期日が所属する年度の前年度7月1日から利用を希望する期日の2週間前までの間
- 三 利用人数が10人未満の小グループや家族については、利用を希望する期日の2か月から2週間前までの間

2 前項の第二号及び第三号に該当する利用の申込みについては、仮申込することができるが、本申込となった場合には、本所への本申込書の提出を以て受付けるものとする。

(利用申込みの承諾・取消・制限)

第4条 利用の諾否については、「国立立山青少年自然の家利用申込審査要領」、施設・設備の状況等を勘案して決定するものとする。

2 利用規則第4条各号及び細則の諸規則に違反又は違反する可能性がある場合、並びにその他所長が特に必要と認めた場合には、利用の承諾を取り消すことができる。

3 利用承諾を否とする決定及び利用承諾の取消の要因となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合には、期間を定めて利用申込みの受付を制限することができる。

(利用期日の決定及び承諾通知)

第5条 所長は前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うとともに、次の各号のとおり当該申込者に通知するものとする。

一 第3条の第一号に定める期間中の申込みについては、施設・設備の状況等を勘案の上、利用期日調整を行った後、同年度7月上旬を目処とする

二 第3条の第二号及び第三号に定める期間中の申込みについては、申込のあった期日から2週間以内を目処とする。ただし、利用を希望する期日の4週間前を過ぎて申込みがあった場合は、遅滞なく速やかに通知する

(利用に関する変更及びキャンセル)

第6条 本所を利用しようとする者は第3条に規定する申込み・仮申込みを行った場合、及び第4条に規定する承諾を受けた場合に、次の各号に定める事実が発生した場合は速やかに本所まで連絡し、必要に応じ本所職員と協議することとする。

一 利用予定人数に関すること

二 本所での生活・活動に関すること

三 利用のキャンセル

(事前打合せ、事前体験、下見)

第7条 利用団体は必要に応じ、利用に当たっての活動内容及び施設・設備の利用について、次の各号に基づき、本所職員と事前に打合せを行い、必要に応じて活動の事前体験、下見等を行うものとする。

一 本所が開催する合同事前打合せ会

二 前号に参加できない場合は、本所と利用団体が協議の上、定めた日時

- 三 事前の打合せとは別に、活動の事前体験、下見等を行う場合は、本所と利用団体が協議の上、定めた日時
- 2 事前打合せや事前体験、下見等に際し、本所職員は施設における生活・活動について指導・助言を行うことができる。

(禁止事項)

第8条 本所においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 他の団体に影響を及ぼす恐れのある、特定の政党を支持する、又はこれに反するための政治教育その他の政治的活動
- 二 他の団体に影響を及ぼす恐れのある、特定の宗教を支持する、又はこれに反するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とし、他の団体に対して販売・勧誘等の活動

(利用者の入・退所等)

第9条 利用者の入・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

- 2 利用者は本所の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第10条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

- 2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。
- 3 標準生活時間以外の活動については、事前に本所と協議の上、所長が必要と認めた場合のみ実施可能とする。

(施設・設備の清潔保持)

第11条 利用者は、使用した施設及び宿泊室等の清掃及び整理整頓を行うものとする。

(食事等)

第12条 利用者は本所が委託する業者が提供する食事を摂るものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合はこの限りではない。その場合は、本所が委託する業者から提供される食事との混食を避けるとともに、利用期間中の全食事を利用団体が用意すること。

- 2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(飲酒・喫煙について)

第13条 利用団体は酒類の飲用希望がある場合には、事前に本所へ申込み、所長が他の利用団体の利用状況等を勘案して、特に支障がないと認めた場合に限り、次に定める各号を遵守したうえで許可する。

- 一 本所が指定する時間、場所で行うこと
- 二 利用団体が用意した飲食物の残りやごみ類については利用団体が持ち帰ること
- 三 緊急事態等への体制を整えること
- 四 飲酒中及びその前後において他の団体への配慮を怠らないこと

2 利用者は、指定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損・亡失の弁償責任)

第14条 利用者が、故意又は重大な過失により本所の施設・設備部品等を汚破損又は亡失したときは、利用団体代表者は、その旨を遅滞なく本所に届け出るとともに、これによって生じた損害の弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第15条 利用者は、本所の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(施設設備等整備の日)

第16条 利用者の受入れを行わない日は、施設・設備の整備を行う日として所長が別に定める日のほか、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。

2 天災その他やむを得ない事情があるときは、所長は、臨時に利用者の受入れを行わないことができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

(附則)

この細則は、令和5年7月1日より施行する。